島根県報

令和８年11月17日（火）
第　７７２　号
（毎週火・金曜日発行）
https://www.pref.shimane.lg.jp/

目　　次

【規　則】

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則　（市　町　村　課）　2

【告　示】

生活保護法の規定による指定医療機関の指定辞退の届出　（地 域 福 祉 課）　2

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出　（　〃　）　2

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業廃止の届出　（高 齢 者 福 祉 課）　3

島根県種雄牛から生産した家畜人工授精用凍結精液の売払代金の徴収事務の委託　（畜　産　課）　3

解除予定保安林　（森 林 整 備 課）　3

地籍調査の成果の認証　（用 地 対 策 課）　4

公有水面埋立ての竣功認可　（河　川　課）　4

【訓　令】

島根県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正　（市　町　村　課）　5

【公　告】

林業種苗法の規定による生産事業者講習会の開催　（森 林 整 備 課）　5

【特定調達公告】

令和９年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の落札者等　（道 路 維 持 課）　6

公布された条例等のあらまし

◇島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（規則第59号）

１　規則の概要

引用する条項の整理

２　施行期日

公布の日から施行することとした。

規　　則

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年11月17日

島根県知事　丸　山　達　也

島根県規則第59号

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

島根県住民基本台帳法施行細則（平成14年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「又は第30条の44の６第１項」を「、第30条の15の２第２項、第30条の44の６第１項又は第30条の44の７第２項」に改める。

第４条第１項中「第30条の11第１項」の次に「若しくは第30条の15の２第１項」を、「第30条の44の４第１項」の次に「若しくは第30条の44の７第１項」を加え、同条第２項中「第30条の15第２項」の次に「若しくは第30条の15の２第３項」を、「第30条の44の６第２項」の次に「若しくは第30条の44の７第３項」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　　示

島根県告示第622号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第１項の規定により、次のとおり指定医療機関の指定の辞退の届出があったので、同法第55条の３第３号の規定により告示する。

令和８年11月17日

島根県知事　丸　山　達　也

医療機関の名称	所　在　地	辞退年月日
おむら歯科医院	益田市駅前町31－24	令和８年10月31日

島根県告示第623号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第５項において準用する同法第50条の２の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の３第２号の規定により告示する。

令和８年11月17日

島根県知事　丸　山　達　也

事　業　者		廃止する事業	事　業　所		廃止年月日
名　　称	主たる事務所の所在地		名　　称	所　在　地	

有限会社　あいねっと　きすき	雲南市木次町里方1335番地33	居宅介護支援	ケアプランあいねっと	雲南市木次町里方1335番地33	令和８年９月18日
特定非営利活動法人　訪問看護ステーションこりょう	出雲市湖陵町二部1802番地３	訪問看護	特定非営利活動法人　訪問看護ステーションこりょう	出雲市湖陵町二部1802番地３	令和８年11月30日
		介護予防訪問看護			

島根県告示第624号

介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項の指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第２号の規定により告示する。

令和８年11月17日

島根県知事　丸　山　達　也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ソーシャルプランニングネットワーク	訪問介護	西出雲ヘルパーステーション	出雲市東園町725－３	令和８年11月30日

島根県告示第625号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により次のとおり事務を委託したので、同条第２項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の３第１項の規定により告示する。

令和８年11月17日

島根県知事　丸　山　達　也

１　委託した者の名称及び住所又は事務所の所在地

一般社団法人　家畜改良事業団

東京都江東区冬木11－17

２　委託した歳入の種類及び事務の内容

島根県種雄牛から生産した家畜人工授精用凍結精液の売払代金の徴収事務

３　指定公金事務取扱者の指定をした日

令和８年７月22日

４　委託の開始年月日

令和８年10月１日

島根県告示第626号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和８年11月17日

島根県知事　丸　山　達　也

１　解除予定保安林の所在場所

益田市匹見町紙祖ロ806－４

２　保安林として指定された目的

水源の涵養

３　解除の理由

河川管理施設用地とするため

島根県告示第627号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第２項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第４項の規定により告示する。

令和８年11月17日

島根県知事　丸　山　達　也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
出雲市	令和５年度～７年度	12枚	１冊	稗原③	令和８年11月６日
奥出雲町	令和２年度～７年度	27枚	１冊	下横田１	令和８年11月６日
邑南町	令和５年度～７年度	56枚	２冊	上田所５	令和８年11月６日

島根県告示第628号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第１項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年11月17日

島根県知事　丸　山　達　也

１　竣功認可の年月日

令和８年10月27日

２　竣功認可を受けた者

鳥取県境港市大正町215番地

境港管理組合　管理者　平井伸治

３　埋立区域の位置、区域及び面積

⑴　位置

島根県松江市美保関町福浦1515番地１から同812番２に至るまでの間の地先公有水面

⑵　区域

次の各地点を順次に結んだ線及び１の地点と14の地点とを結んだ線により囲まれた区域

１の地点　稲荷山四等三角点（北緯35度33分43秒、東経133度15分35秒）から216度８分13秒、1,098.56メートルの地点

２の地点　１の地点から、232度43分21秒、16.90メートルの地点

３の地点　２の地点から、87度９分５秒、0.09メートルの地点

４の地点　３の地点から、230度35分２秒、1.34メートルの地点

５の地点　４の地点から、９度43分39秒、1.07メートルの地点

６の地点　５の地点から、287度５分10秒、5.35メートルの地点

７の地点　６の地点から、312度17分17秒、1.87メートルの地点

８の地点　７の地点から、50度24分22秒、3.53メートルの地点

９の地点　８の地点から、313度38分３秒、2.52メートルの地点

10の地点　９の地点から、55度27分４秒、6.59メートルの地点

11の地点　10の地点から、44度26分37秒、3.93メートルの地点

12の地点　11の地点から、44度８分46秒、6.69メートルの地点

13の地点　12の地点から、46度38分33秒、0.79メートルの地点

14の地点　13の地点から、143度50分16秒、5.25メートルの地点

⑶　面積

182.68平方メートル

４　埋立地の用途

道路用地

５　免許の年月日及び番号

令和４年12月21日　指令河第620号

令和４年12月21日　指令境管第1378号

６　縦覧場所

松江市役所

訓　　令

島根県訓令第６号

本　　庁

地方機関

島根県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成14年島根県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

令和８年11月17日

島根県知事　丸　山　達　也

第11条第１項中「第30条の15第１項」の次に「若しくは第30条の15の２第２項」を、「第30条の44の６第１項」の次に「若しくは第30条の44の７第２項」を加える。

附　則

この訓令は、令和８年11月17日から施行する。

公　　告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第１項の規定による生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和８年11月17日

島根県知事　丸　山　達　也

１　受講対象者

林業種苗生産に従事しようとする者

２　開催日時及び場所

年　月　日	時　　間	場　　所	区　　域
令和８年12月18日	午前10時～午後５時15分	松江市宍道町佐々布3575	県内一円

		島根県立緑化センター　研修室	

3　講習科目及び時間

講　習　科　目	講習時間
種苗に関する法令	２時間
種苗の産地及び系統に関する事項	２時間
種苗の生産技術に関する事項	２時間
計	６時間

4　受講申請

⑴　受講者は、所定の様式による生産事業者講習会受講申請書を農林水産部森林整備課に提出すること。

⑵　生産事業者講習会受講申請書の交付を希望する者は、農林水産部森林整備課に返信用封筒を同封して申し込むこと。

⑶　受講についての詳細は、農林水産部森林整備課に問い合わせること。

⑷　生産事業者講習会受講申請書の提出期限は、令和８年11月30日とする。

5　その他

⑴　講習では、テキストとして林野庁発行の講習会テキスト「林業種苗の生産・配布に必要な知識」（令和７年発行）を使用する。

⑵　テキスト購入希望者は、講習会当日に県林業種苗協同組合がテキストを販売（3,450円）するので購入の上、受講すること。

特　定　調　達　公　告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成７年島根県規則第83号）第９条の規定により公告する。

令和８年11月17日

島根県知事　丸　山　達　也

1　件名及び数量

⑴　小型ロータリ除雪車（1.0m級）　１台　松江県土整備事務所

⑵　凍結防止剤散布車（乾式2.5㎥級）　１台　松江県土整備事務所広瀬土木事業所

⑶　除雪トラック（７ｔ級）　１台　雲南県土整備事務所

⑷　凍結防止剤散布装置（1.5㎥級）　１台　出雲県土整備事務所

⑸　除雪トラック（７ｔ級）　１台　出雲県土整備事務所

⑹　凍結防止剤散布装置（1.5㎥級）　１台　県央県土整備事務所

⑺　凍結防止剤散布装置（2.0㎥級）　１台　県央県土整備事務所

⑻　除雪ドーザ（８ｔ級ＳＡＰ）　１台　県央県土整備事務所

⑼　凍結防止剤散布車（乾式2.5㎥級）　１台　浜田県土整備事務所

⑽　除雪ドーザ（８ｔ級ＳＡＰ）　１台　浜田県土整備事務所

⑾　除雪トラック（７ｔ級）　１台　益田県土整備事務所

⑿　除雪ドーザ（６ｔ級ＡＰ）　１台　益田県土整備事務所津和野土木事業所

⒀　除雪ドーザ（８ｔ級ＡＰ）　１台　隠岐支庁県土整備局

⒁　凍結防止剤散布車（乾式2.5㎥級）　１台　隠岐支庁県土整備局

2　契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部道路維持課　島根県松江市殿町８番地

3　落札者を決定した日

令和８年10月15日

4　落札者の氏名及び住所

⑵、⑶、⑷、⑸、⑹、⑺、⑼、⑾、⑿、⒀、⒁：株式会社原商　代表取締役　秀浦　義久

島根県松江市宍道町白石81番地10

⑴、⑻、⑽：コマツ山陰株式会社松江支店　支店長　高木　孝二　島根県松江市東津田町1266番地１

5　落札金額

⑴　18,370,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

⑵　27,940,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

⑶　41,580,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

⑷　5,357,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

⑸　41,580,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

⑹　5,357,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

⑺　5,467,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

⑻　15,950,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

⑼　27,940,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

⑽　15,950,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

⑾　41,580,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

⑿　12,100,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

⒀　14,905,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

⒁　30,800,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7　特例公告を行った日

令和８年９月18日